

ボクたちの「自由」 ～freedom と liberty～

シンキング・バーズ
日本語研究班

心の「自由」と 権利としての「自由」

ボ

クたちが使っている「自由」という日本語は、英語の freedom と liberty に対応したことばです。二つの英単語は、さまざまな方の解説によると、freedom が受動的、liberty が能動的な「自由」なのだそうです。別の言い方では、freedom は「生まれながらにある自由」、liberty は「勝ち取った自由」となるようです。

「自由」という日本語は、定義が難しいことばの一つです。仏教用語に由来するとされ、「自在」な心を表すと言われていました。「自（みずから）」に「由（よる）」という言語構造は、「他」に惑わされない「自」を持って、現世と向き合う心を表しているのかもしれない。

●戦後的な二つの「自由」

現

代日本語が表す「自由」は、いわゆる戦後民主主義を代表する理念になりました。それは、国連が定める「すべての人間は、生れながらにして自由」とする『世界人権宣言』に呼応しながら、日本国憲法が定めた国民の権利を表すことばです。

また、冷戦時代の「自由主義陣営」に象徴される「共産主義陣営」への対抗理念に

も使われました。この「自由」は、政治的に一党独裁の強権統治傾向が強かった共産主義陣営に対して、民主主義と資本主義と共に、大きな柱の一つになりました。



前者の「自由」と後者の「自由」には、微妙なちがひがあります。前者は、人としての生存権（right to live）と連動した「自由」で、何人も第三者から抑圧や搾取、身分差別、拷問などの「不自由」を強要されないとする原則です。それらの「不自由」には、①身体的な拘束、②精神的な苦痛、③社会的な差別、④経済的な搾取—が挙げられます。人は、それらの「不自由」から「生まれながらにして自由」とされます。

一方、後者の「自由」には、経済理論としての「自由主義」が含まれます。その「自由」には、①自己利益を追求する「自由」、②人と競争する「自由」、③富を築く「自由」などがあります。人に備わった「欲望」の野放しを、基本的には認める「自由」です。権力に縛られず、やりたい放題やれるのが良い、です。

●liberty の系譜をめぐって

英

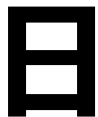
語の freedom と liberty は、語源的に freedom がゲルマン系、liberty がラテン系に由来すると考えられています。ボクが持っている辞書では、ドイツ語辞書で frei（英語の free）に関する記述が豊富なのに対し、

スペイン語辞書とフランス語辞書では libre (英語の liberal) の記述が豊富です。共に第一訳語は「自由な」ですが、スペイン語辞書には free に該当する用語がないなど、位置づけは対照的です。英語は、その二つの「自由」を取り入れました。使用頻度は、free の割合が高いと考えられます。

liberty に繋がるラテン系の libre は、ラテン語の liber (liber) から派生したとされています。その語群には、「自由」を意味することばのほかに、スペイン語の libro (本・library) が含まれます。ローマ人が手紙を書く素材にしたという樹皮(なめし皮)に由来するとされています。厳密には、「文字が書かれた樹皮の手紙」でしょうか。

その liber (liber) は、フランス語では liberté になり、フランス革命後は市民層が王権から勝ち取った「自由」になりました。英語圏では、独立したアメリカが本国から勝ち取った「自由」になったと考えられます。冒頭の英語上の受動性と能動性は、そういう歴史を踏まえて解釈するに越したことはない、とボクたちは考えています。

●問われる「自由」への見識



本語の「自由」は、「とらわれない心」のような精神活動のニュアンスが強く、感覚的に捉えられがちです。

同じ現実に対して、人は、気持ち一つで「自由」にも「不自由」にもなるというニュアンスです。ところが、liberty が意味する「自由」は、権利としての「自由」です。キリスト教的解釈をすれば、神が人に平等に与えた権利と言えるかもしれません。

権利としての「自由」は、日本国憲法に明文化された「自由」と言えます。同憲法の対英語訳では、freedom と liberty の使用頻度は、freedom または free が 10 回、

liberty は 1 回です。liberty が使われているのは、前文のみです。その文言は以下のとおりです。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうに行爲することを決意し、ここに主権が国民に損することを宣言し、この憲法を確定する。

(※傍点は筆者)

ボクたちにとって「自由」は、とても重要な概念です。それは、権利としての「自由」という意味で重要なのと同時に、心の「自由」という意味でも重要です。

日本国憲法に明文化された「自由」は、基本的には、近代ヨーロッパ世界に端を発した人権思想に基づく「自由」です。ボクたちは、その「自由」の源流が、例えキリスト教とヨーロッパ近代思想にあったとしても、「自由」を行使する責任、モラル、マナーが問われるという意味からも、重要と考えています。日本が、現状の先にある市民社会を築いて行くためには、その深化が問われていると考えます。

一方、仏教的諦念としての「自由」は、近代ヨーロッパ思想とは異なる心の領域を表しています。「生まれながらの自由」を行使して、人を傷つけ、あるいは貶め、殺生を繰り返して良い「自由」など、少なくとも人の世界では許されません。気持ち一つで世界がちがって見える心の「自由」は、権利思想の外側にある心のあり方に、善なる光を注ぐ可能性を持っているのです。

※参考にさせて頂いた資料)

桑名一博編『西和中辞典』(1997年、小学館)、田村毅ら編『ロワイヤル仏和中辞典』(1989年、旺文社)、国松考二編『独和大辞典コンパクト版』(1990年、小学館)、塩野宏ら編『小六法平成7年版』(1994年、有斐閣)

シンキング・バース新書**ボクとワタシの日本語診断
ボクたちの「自由」**

2018年8月13日(初版)発行

著者：シンキング・バース

日本語研究班

発行者：遊佐 芳泰

発行所：**シンキング・バース**

〒021-0821

岩手県一関市三関字神田105番5号

電話／FAX 0191-23-0724

※この論考の著作権は、図表を含めてシンキング・バースに帰属しています。複写、無断転載、無断転用は固くお断りします。